

津山市指令津環福事第63号
令和6年7月1日

津山市長 谷口圭三



一般廃棄物処理業 許可証

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けたものであることを証します。

1 許可番号	第 8 号
2 住所(所在地)	津山市高野本郷 1683 番地 1
3 名称	有限会社 津山清美社
4 氏名(代表者氏名)	代表取締役 北 翔仁
5 許可の有効期限	令和8年6月30日
6 事業の範囲	収集運搬業 種類 一般廃棄物(ごみ) 積替保管は津山市高野本郷 1683 番地 1 内に限る
7 事業の区域	津山市全域
8 許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項、浄化槽法第35条第2項に定める生活環境の保全及び公衆衛生上の必要条件は、裏面のとおり

法に定める生活環境の保全及び公衆衛生上の必要条件

1 運 搬

ごみは、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック容器包装」、「資源ごみ」に分けて収集すること。「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック容器包装」、「資源ごみ」は津山圏域クリーンセンターに運搬すること。

し尿及び浄化槽汚泥は、津山圏域衛生処理組合 汚泥再生処理センターに運搬すること。

2 騒 音

早朝、夜間に収集を行う場合は、騒音に注意すること。

3 清 潔

車両、車両保管場所、積替施設は、常に清潔に保つこと。

4 積 替

市が認めた積替施設以外では積替を行わないこと。

また、市が認めた積替施設でも、厨芥類等悪臭の発生の恐れがある一般廃棄物の積替は行わないこと。

5 保 管

収集したごみ及びし尿等は直ちに運搬し、積替に伴う場合以外はごみ及びし尿等の保管は行わないこと。

積替に伴い、資源ごみなどの手選別等を行う場合においても、選別後は性状に変化が生じないうちに搬出すること。